

一般財団法人 プロフェクト大谷司法支援基金 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人プロフェクト大谷司法支援基金と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市下京区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は、司法に関する活動への支援を図り、より良い司法制度を発展させることに寄与し、もって市民の自由と正義を守ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 刑事弁護人など司法制度に関わる者に対する助成および教育
 - (2) 司法に関する知識の普及および啓発
 - (3) 司法に関する調査研究等の助成
 - (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦において行うものとする。

第3章 資産および会計

(資産の管理)

第5条 当法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は理事会の決議を経て別に定める。ただし、その用途または管理の方法を指定して寄付された財産については、その指定に従わなければならない。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第7条 当法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、

備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第8条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号に掲げる書類については、定時評議員会に提出し、第1号に掲げる書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに定款を主たる事務所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告書

第4章 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、3名以上10名以内の評議員を置く。

(選任等)

第10条 評議員の選任および解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は当法人の理事または監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了または退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 合併、事業の全部または一部の譲渡
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会の招集は、日時および場所並びに目的である事項およびその内容を示した書面の送付または電子メールの発信をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第17条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、その決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 合併、事業の全部または一部の譲渡
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
 - 4 評議員会の決議は、代理人による議決権の行使および書面による議決権の行使は認められない。ただし、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性および即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）を使った議決権の行使は、有効とする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名または2名
- 2 理事のうち2名を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める代表理事とし、代表理事のうち、1名を理事長とする。

(選任)

第23条 理事および監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事および理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その

他の財務省令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務および権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令およびこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。

(2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(3) 理事会に出席し、意見を述べること。

(4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事および監事の任期は、他の理事および監事の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が 2 年に足りないときは、第 2 項によるものとする。

5 理事または監事は、第 22 条第 1 項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 理事または監事が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 28 条 理事および監事は無報酬とする。ただし、評議員会において別に定め

- る報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 理事および監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第29条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める役員
の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議
によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を
限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および理事長の選任および解職

(開催)

第32条 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

2 臨時理事会は、次に掲げる場合の一に該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号に掲げる事由より理事が招集する場合および同項第5号に掲げる事由により監事が招集する場合を除く。

2 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは他の代表理事が理

事会を招集する。

- 3 理事長は前条第2項第2号または第4号に掲げる場合に該当するときは、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事および監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは出席した理事の中から選定する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議は、代理人による議決権の行使および書面による議決権の行使は認められない。ただし、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムを使った議決権の行使は、有効とする。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事および監事は、これに記名押印または電子署名する。

第8章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条および第4条および第10条についても適用する。

(合併等)

第40条 当法人は、評議員会の決議を経て、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の他の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第41条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 プロジェクト実行委員会

第43条 当法人が運営するプロジェクトを実行するために、それぞれプロジェクト実行委員会を置く。

2 プロジェクト実行委員会の運営に関する規程は、評議員会がこれを定める。

3 プロジェクト実行委員会は実行委員が構成する。実行委員は、評議員会の承認を受けた上で、理事長がこれを選任および解任する。

4 実行委員に対しては、役員との兼務の有無を問わず、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第10章 事務局

第44条 当法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免し、職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局および職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類および帳簿)

第45条 当法人は、その主たる事務所に、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事および評議員の名簿

- (3) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (4) 定款に定める理事会および評議員会の議事に関する書類
 - (5) 事業計画書および収支予算書
 - (6) 事業報告書および計算書類等
 - (7) 監査報告書
 - (8) その他法令で定める帳簿および書類
- 2 前項各号に掲げる帳簿および書類の閲覧については、法令の定めによる。

第 11 章 公告の方法

第 46 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

第 47 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 当法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。
設立時評議員 大谷哲生、遠藤正彦、北川恭介、鎌田健司
- 2 当法人の設立時理事、設立時代代表理事および設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事 白浜徹朗、秋田真志、河津博史、遠山大輔、宇野裕明、川田拓志

設立時代代表理事 白浜徹朗

設立時代代表理事 川田拓志
設立時監事 佐々木博章
- 3 当法人の設立当初の事業年度は、第 6 条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から 2023 年 3 月 31 日までとする。
- 4 設立者の名称および住所は、次のとおりである。
所在地 京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町 101 番地
設立者 弁護士法人プロジェクト法律事務所

5 設立者が拠出する財産は現金300万円である。

以上、一般財団法人プロジェクト大谷司法支援基金の設立のため、設立者の定款作成代理人行政書士堀之内卓は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

2022年7月25日

設立者 弁護士法人プロジェクト法律事務所
代表社員 大谷 哲生

定款作成代理人 行政書士 堀之内 卓

